

社会福祉法人富岡町社会福祉協議会平成29年度第3回理事会議事録

1. 開催月日 平成29年3月15日（木）午後1時30分から

2. 開催場所 富岡町総合福祉センター 会議室

3. 理事定数 10名

4. 出席理事 8名 猪狩マサ子／林久美子／坂本壽昭／面川岩海／坂本和久  
猪狩富行／宮本皓一／植杉昭弘

5. 出席監事 2名中1名 猪狩浩

6. 開会（事務局長）

ただ今より理事会を開催いたします。

7. 議長選出

事務局長より、定款29条第1項に規定されました理事会の成立要件である理事の過半数が出席しその過半数を持って決議となることから本日の理事会は成立することを確認いたしました。

議長選出でございますが、議長の選出は定款第30条で理事会の議長はその都度、互選とするとなっておりますが、恒例によりまして会長（宮本皓一）に議長をお願いしてよろしいでしょうか。

「はい、異議なし」との声あり

異議なしとのとの声がありましたので、会長、議長席にお願いいたします。

議事に入る。

8. 議事録署名人の指名

それでは、議長のご指名でありますので暫時の間、議長を務めさせて頂きます。どうぞ、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。それでは、議事録署名人の指名ですが、議長から指名してもよろしいでしょうか。

「異議なし」との声あり。

猪狩マサ子理事、面川岩海理事 よろしくお願ひいたします。

9. 議事

報告第2号 富岡町社会福祉協議会 紙与規定の一部改正について

報告第3号 富岡町社会福祉協議会 特別職の報酬及び費用弁償に関する規則の一部変更について

報告第4号 富岡町社会福祉協議会事務所及び支所の設置に関する規則の一部変更について

報告第5号 富岡町社会福祉協議会事務所及び支所の設置に関する施行細則の一部変更について

報告第6号 富岡町社会福祉協議会 育児・介護休業等に関する規則の制定について

- 報告第7号 富岡町社会福祉協議会就業規則の一部改正について  
報告第8号 富岡町社会福祉協議会賃金支弁職員雇用等管理細則の一部改正について  
報告第9号 富岡町社会福祉協議会生活支援相談員等設置要綱の一部改正について  
議案第9号 平成29年度 社会福祉事業収入支出補正予算（案）について  
議案第10号 平成30年度 社会福祉事業計画（案）について  
議案第11号 平成30年度 社会福祉事業収入支出予算（案）について  
議案第12号 理事の補充推薦について  
議案第13号 評議員選任・解任委員の解任及び選任について  
議案第14号 平成29年度 定時評議員会の開催について

## 10. 議事の経過及び結果

議長	それでは、早速ですが議事に入ります。 報告第2号 富岡町社会福祉協議会給与規則の一部改正について報告を事務局より説明を求めます。
面川理事	はい、議長
議長	はい、面川理事
面川理事	これは、報告2号～9号までは、規則の改正と専決事項なものですから、要点要點で事務局より説明をお願いしたいと思います。
議長	私の方からも、概要及び要点だけの説明をお願いしたいので、どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局長	じゃ、それでは要点だけの説明をよろしくお願ひいたします。
議長	それから、説明は座ったまんまで 結構ですのでよろしくお願ひいたします。
事務局	はい、議長
議長	はい
事務局	お手元にあります資料をご用意いただきます。 報告第2号についての提案理由、及び資料の説明。報告。
議長	事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
一同	異議なし
議長	異議なしとの声がありますので、よって報告第2号富岡町社会福祉協議会給与規則の一部改正について、事務局報告のとおり決します。 次に報告第3号 富岡町社会福祉協議会特別職の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正について、これについて事務局より説明をお願いします。なお、この報告につきましても専決報告ですので、概要だけの説明をお願いします。
事務局	はい、議長
事務局	では、報告第3号についてご説明いたします。 富岡町社会福祉協議会特別職の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正についての議案朗読、提案理由、説明、報告。
議長	はい、説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。ありませんか。

一同	異議なし
議長	異議なしとの声があります。それでは、異議なしと認めます。よって報告第3号富岡町社会福祉協議会 特別職の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正については、事務局報告のとおり決しました。
議長	次に、報告第4号富岡町社会福祉協議会事務所及び支所の設置に関する規則の一部変更について並びに報告第5号 富岡町社会福祉協議会事務所及び支所の設置に関する施行細則の一部変更については、関連がありますので一括報告をお願いします。尚、この報告も専決処分事項でありますから、概要及び要点のみの説明をお願いします。
事務局	はい、議長 報告第4号についてご説明いたします。富岡町社会福祉協議会事務所及び支所の設置に関する規則の一部変更についての、提案理由、説明、報告。 関連事項でありますので、報告第5号富岡町社会福祉協議会事務所及び支所の設置に関する施行細則の一部変更について説明いたします。提案理由、説明、報告。
議長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
一同	異議なし
議長	異議なしの声がありました。 報告第4号富岡町社会福祉協議会事務所及び支所の設置に関する規則の一部変更についてと報告第5号富岡町社会福祉協議会及び支所の設置に関する施行細則の一部変更については、事務局報告のとおり決します。ありがとうございました。 それでは、次に報告第6号富岡町社会福祉協議会 育児・介護休業等に関する規則の制定についての報告を事務局より求めたいと思います。なお、この要件につきましても専決事項となっておりますので、概要及び要点のみとしてください。
事務局	はい、議長
議長	はい、事務局
事務局	報告第6号 富岡町社会福祉協議会 育児・介護休業等に関する規則の制定についての、提案理由、説明、報告。
議長	はい、説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。
一同	異議なし
議長	異議なしとの声がありました。異議なしと認めます。よって報告第6号 富岡町社会福祉協議会 育児・介護休業等に関する規則の制定について事務局の報告のとおり決します。 次に報告第7号 富岡町社会福祉協議会就業規則の一部改正について、それにつ

	いても概要及び要点のみの説明してください。
事務局	はい、議長
議長	はい、事務局
事務局	報告第7号 富岡町社会福祉協議会就業規則の一部改正についての議案書、提案理由及び説明をする。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑とさせていただきます。
面川理事	はい、報告第7号ですね第4条の訪問介護員っていうのありますね。これはヘルパーのことだと思うのですが、今、何人いますか。
議長	はい、事務局
事務局	はい、議長。現在4名、富岡勤務しております。うち2名が介護福祉士です。
面川理事	はい、わかりました。以上です。
議長	他にありませんか。
一同	特になし
議長	特ないとのご発言でしたので、よって報告第7号 富岡町社会福祉協議会就業規則の一部改正について事務局報告のとおり決します。 次に報告第8号富岡町社会福祉協議会賃金支弁職員雇用等管理細則の一部改正についてと報告第9号の富岡町社会福祉協議会生活支援相談員等の設置要綱の一部改正については関連がありますので、一括審議で説明をお願いします。尚、この内容についても概要及び要点の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長
議長	はい、事務局
事務局	報告第8号 富岡町社会福祉協議会 賃金支弁職員雇用等管理細則の一部改正についての議案書、提案理由、説明。 続いて、報告第9号 富岡町社会福祉協議会支弁職員雇用等管理細則の一部改正についての議案書、提案理由、説明。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。
面川理事	はい、議長

議長	はい、どうぞ
面川理事	はじめて聞く言葉なんだけれども被災者支援コーディネーターって、生活支援相談員であれば一緒に仕事しているのでわかりますが、コーディネーターの仕事ってどんな内容の仕事をするんですか？
事務局	第3条かっこ3の避難者支援コーディネーターですが、生活支援相談員は戸別訪問をとおして深く住民との関わりを持つという職種ということになるのですが、避難者支援コーディネーターという仕事は全体をコーディネイトするという役目の職員となります。
面川理事	全体ですか？
事務局	はい、そうです。
面川理事	わかりました。
議長	他にありませんか？
一同	ありません
議長	無しとの声がありましたので、異議なしと認め、よって報告第8号 富岡町社会福祉協議会賃金支弁職員雇用等管理細則の一部改正と報告第9号 富岡町社会福祉協議会生活支援相談員等設置要綱の一部改正については、事務局報告のとおり決します。 それでは、次に議案第9号にうつります。平成29年度社会福祉事業収入支出補正予算（案）について事務局の説明を求めます。
事務局	はい、議長
議長	はい
事務局	議案第9号 社会福祉事業収入支出補正予算（案）についての議案書、提案理由、補正予算案の説明朗読。
議長	はい、ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたので、質疑を取りたいと思います。 ありませんか
一同	異議なし
議長	ありがとうございます。異議なしとの声があります。それでは議案第9号平成29年度社会福祉事業収入支出補正予算（案）について採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって本件は原案のとおり可決いたしました。  
次に議案第10号 平成30年社会福祉事業計画（案）についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

- 事務局 はい、議長
- 議長 はい、事務局
- 事務局 議案第10号 社会福祉事業計画（案）についての議案書、提案理由、説明
- 議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので質疑を受けます。  
ページ数が多いので、1ページずつ審議しますか、それとも全体にしますか。
- 一同 全体で結構です。
- 面川理事 はい、議長
- 議長 はい、どうぞ
- 面川理事 事業の中に民生児童委員協議会がありますね？民生児童委員と生活支援相談員の  
タイアップ事業これを大きくですね社協が中心となって行って欲しいと思います。  
ひとつひとつでは力がないのですが、2つ集まると生活支援相談員は地元出身が  
多くてあかるいです、私の方は避難しているからわからないところもある、そこ  
をタイアップすれば今以上に詳しくなる。それを含めてよろしくお願ひしたいと  
思います。
- 事務局長 はい、議長
- 議長 はい、局長
- 事務局長 ページ24ページの事業区分10の民生員につきましては、昨年度も生活支援相  
談員との同行訪問やっていただきました。非常に町民の方々から大変喜ばれて  
おりまして来年度も引き続き実施していくことの考え方には変わりはありませんが、  
いずれにせよ民生児童委員も今、郡山、いわき、そして富岡に帰ってきた  
民生児童委員もありますので、ご協力をいただきながら今年も進めて参りたい  
と思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 面川理事 よくわかりました。お願いがあるのですが、町長、町に生活支援相談員がいつな  
くなるのかわからないわけですね。ここ2~3年はあるとは思いますが、そこ  
を前から要望しておかないとパッとくなってしまうと、相当痛手を被るわけで  
すので社協は社協で県社協に要望をしているので、町は町で県、国に要望をして  
頂きたい。この40%というのは、個別で集合住宅に入っている高齢者が多いの  
で、そこをやっぱり生活支援相談員にみてもらい私たちと一緒に訪問しているがプ  
ツンと2年で終わりましたよなんて言われると大変ですから、こんなことを要望  
してきます。以上です。

議長	これについては、復興事業の中でこれを継続していただけるようにお話があったように継続していけるよう要望していきたいと思っております。 他にありませんか。
坂本理事	はい
議長	はい、どうぞ
坂本理事	いろいろと事業やってもらうのはいいと思うんだけれども、帰ってきた人に負担がかからないようにやってもらいたい。無理な要望や要求などしないように、すんなりと帰ってくる人たちばかりではなく、大変な人もいるわけなので帰ってきた人たちに無理な負担のかかるようなことのないようにお願いしたい。
事務局長	はい、議長
議長	事務局長
事務局長	ありがとうございます。冒頭に町長にお言葉がありました458名の方が帰ってきておりますが、比較的先ほど報告がありましたとおり、元気な方が帰ってきております。帰ってきた人の中には、自宅に帰ってきた人については、やることがいっぱいあるのだそうです。以外と復興公営住宅にお住まいの方については、やることがないという方も中には、おるようでございますので、社会福祉協議会といたしましては、そういう方が集まる場所、交流ができる場所ということで居場所づくりということで事業を展開しておりますし、各種交流事業も展開しているところでございます。そういうもので、帰還支援者に対しては対応しているという状況ですが、負担というのは考え方があるとは思いますが、帰ってきた人が本当に富岡町に帰ってきて本当に良かったと思われるような事業展開をこれからもしていきたいと思っております。ご理解を頂きますようお願いいたします。
坂本理事	私言ってんのは、町を元に戻すのは、いいことだとは思うんだけれど、帰ってきた人たちに負担のかかること募金だったり会費だったりを帰ってきたから徴収するというのは、うまくやってもらいたいということ。富岡に帰ってきた人なら徴収しやすい、いわきとか郡山にいる人は声をかけることはない。だけど富岡に帰ってきた人に対しては、新しい事業を行うとか会費を徴収するとか資金を集めることもあると思う。そういうことをうまくやってちょうだいということ。
事務局長	わかりました。ただ、社会福祉協議会としての使命もあるものですから共同募金、職域募金も含めて30年度は進めて行きたいと思ってますし、それから先ほどお話しを申し上げましたとおり、今後、富岡町には27行政区がありまして 現在行政区活動も行っているようですが、ぜひ今後は行政区の方に金額は従来通りというわけにはいかないと思いますが、といった町民の方にもご理解を頂く、呼びかけしていくということは続けていきたいと思っております。

議長	区長会にお願いすればいいんだ。
事務局長	はい、そのとおりだと思っております。 年に数回、行政区長会やられていると思いますので、そういった席に参加してお願いをしていきたいと思っております。その時には、よろしくお願ひいたします。
議長	他にありませんか。
一同	なし
議長	なしとの声が ありました。ありがとうございます。それでは 議案第10号 平成30年 社会福祉事業計画（案）について採決いたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。 全員 賛成 であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。 次に 議案第11号 平成30年度社会福祉収入 支出（案）について を 議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	はい、議長
議長	はい、事務局
事務局	平成30年 社会福祉事業収入支出予算（案）について説明いたします。 議案書、提案理由、朗読説明を行う。
議長	はい、説明が終わりましたので質疑にはいります。 ありませんか。
一同	異議なし
議長	異議なしとのこえがあります。 それでは、平成30年度 社会福祉事業収入支出予算（案）について採決をいたします。 本案は原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。 はい、全員賛成であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。 次に議案第12号 理事の補充推薦について ならびに議案第13号評議員選任解任委員及び選任について と 議案第14号 定時評議員の開催については関連がありますので 一括でご審議をお願いいたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	はい、議長 議案第12号 理事の補充推薦について の議案書、提案理由、朗読説明を行う。 議案第13号 評議員選任・解任委員の解任及び選任についての議案書、提案理由、朗読説明を行う。 議案第14号 平成29年度 定時評議員会の開催について 議案書、提案理由、朗読説明を行う。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。
一同	異議なし
議長	異議なしとの声がありましたので、それではお諮りいたします。この件につきましては、事務局説明にご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	異議なしとの声がありますので、それでは議案第12号 理事の補充推薦について 並びに議案第13号 評議員選任・解任委員の解任及び選任について 議案第14号 平成29年度定時評議員会の開催について 賛成の方の挙手を求めます。 はい、全員賛成です。よって本案は原案のとおり可決されました。 それでは、ご協力を持ちましてスムーズな審議ができました。議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

この議事録の正確さを期するため、次のとおり署名する。

平成30年3月15日

議長

宮本 勲一



議事録署名人

面川 岩渉



議事録署名人

猪狩 マサ子



